

地方財政審議会付議（説明）案件

平成28年6月7日（火）

（案件名）

- ・ 地方債制度の見直しについて

自治財政局地方債課

尾崎課長補佐（内23393）

地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制度から協議制度に移行

<経緯>

平成10年5月

「地方分権推進計画」の閣議決定

平成12年4月

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)

18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 地財法…地方財政法(昭和23年法律第109号)

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の全面施行

(実質公債費比率)

18%

25%

35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制度の導入

<経緯>

平成24年2月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行

(実質公債費比率)

16%

18%

25%

35%

事前届出(公的資金は協議)	協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
		公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

関係法令等

＜地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 抄＞

附 則

(検討)

第123条 政府は、第15条の規定の施行※後3年を経過した場合において、同条の規定による改正後の地方
財政法の施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性
を高める観点から、同法第5条の3第1項に規定する協議その他の地方公共団体の地方債の発行に関する
国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成24年2月1日施行

(参考) 第2次一括法に対する附帯決議について

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (平成23年8月11日衆議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議 (平成23年8月26日参議院総務委員会)

地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の 欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

[地方債のリスク・ウェイトがゼロとされている理由(平成19年2月16日 衆・予算委員会での山本内閣大臣答弁のポイント)]

- ① 協議制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
- ② 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度が設けられていること

地方債制度の抜本的見直し

見直しの背景

- 届出制度導入（平成24年度）後3年の地方債制度の施行状況を勘案し、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、抜本的な見直しを行うこととされている。

＜第2次分権一括法 附則＞

第123条（前略）施行後の3年を経過した場合において、（中略）施行の状況を勘案し、地方財政の健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高める観点から、（中略）地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 市場関係者等の意見※を踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点及び地方債のリスク・ウェイトゼロを引き続き維持する観点から、地方債制度を以下の通り抜本的に見直す。〔地方財政法を改正〕

※平成26年11月より「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催

抜本の見直しの内容

- 地方債（公的資金を充当するものを除く）については、協議不要基準を緩和し、現在の協議対象を、原則届出対象化。許可基準については、地方債に対する信用を維持するため、変更せず。

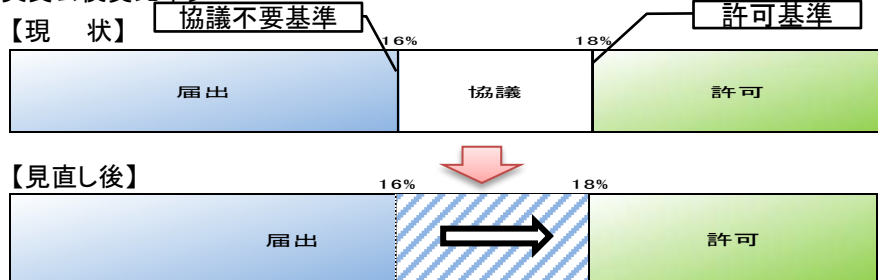
※ 見直し後の届出対象団体は、1,741団体／1,788団体（97.4%）（平成26年度実績による試算）

- ・ 実質公債費比率：16%⇒18% ・ 将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）（内は市町村（指定都市を除く））※
- ・ 協議不要基準額（基準額を当該年度の地方債発行予定額が超えると協議対象となる。）：廃止
- ・ 実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず※

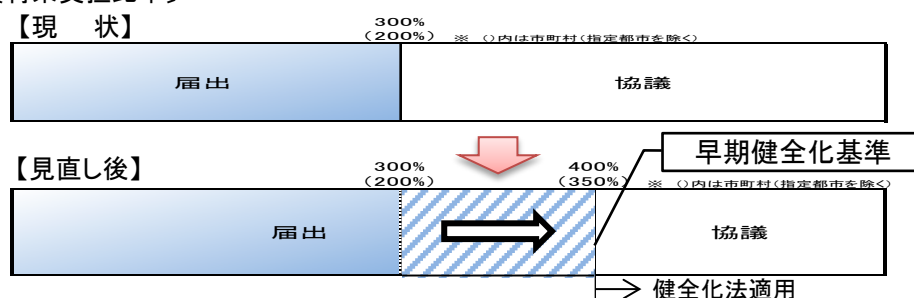
※地方債全体に対する信用維持の観点から、早期健全化団体及び赤字団体等については、引き続き協議対象。

- 公的資金を充当する地方債については、地方公共団体の資金調達能力等を踏まえた適切な資金配分を行う必要があるため、引き続き届出の対象外。ただし、特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、新たに届出対象化。

〔実質公債費比率〕



〔将来負担比率〕



各指標に係る協議不要基準の見直し

各指標	現行	見直し後	見直しの考え方
実質公債費比率	16%未満	<u>18%未満</u>	現在の協議対象を全て届出対象化。
将来負担比率	300%以下 (200%以下) <small>(内は市町村(指定都市を除く))</small>	<u>400%未満</u> <u>(350%未満)</u> <small>(内は市町村(指定都市を除く))</small>	現在の協議対象を届出対象化。ただし、健全化法の早期健全化団体まで協議不要の対象とすることは、 <u>問題なしとは言えないため、早期健全化基準以上は、引き続き協議の対象。</u>
協議不要基準額	当該年度の地方債発行 予定額が、協議不要準 額以下	廃止	届出制度導入後、急激な財政悪化を招くような過度な地方債発行はなされておらず、 <u>地方団体の財政状況は実質公債費比率等の指標で十分チェックできること、議会や住民のチェックにより過度な地方債発行がなされる心配は低いこと等により、廃止。</u>
実質赤字比率	0%	0%	赤字や資金不足が発生している団体まで協議不要の対象とすることは <u>適当でないため、変更せず。</u>
資金不足比率	0%	0%	
連結実質赤字比率	0%	0%	

<参考> 各指標の概要

各指標	概要
<p>実質公債費比率</p>	<p>一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率 ※地方債の返済額(これに準じる負担額を含む)の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{実質公債費比率} \\ \text{(3か年平均)} \end{array} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>将来負担比率</p>	<p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※地方債等の将来支払っていく可能性がある負担の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{将来負担比率} \\ \end{array} = \frac{\text{将来の負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
<p>協議不要基準額</p>	<p>届出制度導入により国等の関与が縮減されることによって、地方債発行額が急増し、急激に財政状況が悪化する地方公共団体が発生する可能性を考慮し、地方債全体に対する信用維持の観点から、補完的に設けられた地方債発行の量的基準 ※届出が可能な当該年度の地方債発行予定額(臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債を除く。)の上限(標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%)を示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{協議不要基準額} \\ \end{array} = ((\text{標準財政規模} + \text{公営企業の事業の規模}) \text{の当該年度前3年度平均}) \times 25 / 100 \right]$
<p>実質赤字比率</p>	<p>一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$
<p>資金不足比率</p>	<p>公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率 ※公営企業会計の資金不足の程度を指標化し、公営企業会計の財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{資金不足比率} \\ \end{array} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \right]$
<p>連結実質赤字比率</p>	<p>全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 ※全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> $\left[\begin{array}{l} \text{連結実質赤字比率} \\ \end{array} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 開催要綱（抄）

1. 趣 旨

地方財政の健全化については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の全面施行から5年が経過している中、現状について分析を行うとともに、課題について検討する必要がある。また、公共施設等の老朽化対策の必要性が生じるなど、新たな課題が生じていることから、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、財政分析手法についても検討する必要がある。

地方債制度については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第123条の規定により、届出制度の開始から3年経過した場合において、地方債の発行に関する国の関与の在り方について見直しを行う必要がある。

このことから、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催することとする。

2. 名 称

本研究会は、「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」と称する。

3. 構 成 員

別紙のとおりとする。

（別紙） 地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 名簿（五十音順、敬称略、◎は座長）

井手 英策	（慶應義塾大学経済学部教授）	小室 将雄	（有限責任監査法人トーマツパートナー）
稲垣 敦子	（東京都財務局主計部公債課長）	齊藤 由里恵	（相山女学園大学現代マネジメント学部准教授）
今井 太志	（北海道総合政策部政策局総合教育担当局長）	迫田 昌寛	（株式会社みずほ銀行証券部次長）
江夏 あかね	（株式会社野村資本市場研究所研究部主任研究員）	関口 智	（立教大学経済学部教授）
大塚 成男	（千葉大学大学院人文社会科学部教授）	南里 明日香	（滋賀県総務部財政課長）
◎小西 砂千夫	（関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授）	平野 徹	（京都市行財政局財政部財政課担当課長）

4. 運 営（略）

5. 開催期間

平成26年11月から開催する。

6. 庶 務（略）

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会 開催状況

開催回	議題等
第1回 (H26.11.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・開催要綱(案)について ・検討内容及びスケジュール(案)について ・現状と検討事項(案)について
第2回 (H27.1.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の健全化に係る事例発表 ・地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査(案)について
第3回 (H27.4.16)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査結果について ・市町村の財政状況の課題と分析に関する事例発表
第4回 (H27.5.28)	<ul style="list-style-type: none"> ・財政分析に係る事例発表 ・地方債のクレジットと地方債市場の持続可能性に係る事例発表 ・アンケート調査結果等を踏まえた健全化法の課題整理
第5回 (H27.7.23)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債制度の見直しに関する論点 ・地方公共団体における監査に関する事例発表 ・財政分析に関する発表 ・アンケート調査結果等を踏まえた地方公共団体の財政分析に関する課題整理
第6回 (H27.9.29)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体の財政指標に関する発表 ・健全化法の課題への対応及び財政分析のあり方について ・地方債の発行に関する国の関与の在り方について
第7回 (H27.11.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(案)について

研究会委員、地方公共団体及び市場関係者の主な意見

協議不要基準の緩和(届出の対象拡大)に関する意見

- ・ 信用力が担保されるのであれば、団体の自由度も高まることから、協議不要基準の緩和は望ましい。
- ・ 実質公債費比率に係る協議不要基準16%は、許可基準18%ほど信用力の観点からは強く意識されていないと認識している。
- ・ ストック指標である将来負担比率に係る協議不要基準は400%に緩和しても、財政状況は他のフロー指標で捕捉されており、問題ないのではないか。
- ・ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率に係る協議不要基準は、0%に重要な意味があり、変更すべきでない。
- ・ 届出制度導入以降も各団体は財政規律を守るよう財政運営しているので、協議不要基準額を廃止しても問題ないのではないか。
- ・ 後年度に実質公債費比率、実質赤字比率等の指標に反映されるため、残った基準によるチェックをしっかりとやれば、更なる量的な制限を設ける必要はない。

公的資金に係る届出制度の導入に関する意見

- ・ 公的資金は資金調達能力が弱い団体に優先して配分すべきであり、セーフティーネットとしての役割があるため、公的資金に係る届出制度の導入は行うべきではない。
- ・ 貸手責任で配分調整を行う場合、財政力の弱い一般の市町村に適切に資金が配分されるか不安。また、団体の業務量が増加し、負担感が生じる可能性のある方法は避けていただきたい。
- ・ 特別転貸債及び国の予算等貸付金債については、別の形で既に配分調整がなされているので、届出制度の対象としても良いのではないかと。

許可基準の緩和に関する意見

- ・ 財政状況が悪化した場合の国の関与は重要であり、地方債発行に係る許可基準は変更すべきでない。
- ・ 国際的にも金融機関に対する規制は厳しくなる傾向であり、現時点で許可基準を緩和することには慎重であるべきではないかと。

地方公共団体及び市場関係者の意見

地方公共団体への意見聴取

期間：平成27年8月25日（火）～平成27年8月28日（金） 対象：全都道府県・指定都市67団体

期間：平成27年8月24日（月）～平成27年9月4日（金） 対象：秋田県、埼玉県、富山県、兵庫県、愛媛県及び鹿児島県の全市町村（指定市除き）205団体

市場関係者への意見聴取

期間：平成27年9月1日（火）～平成27年9月11日（金）

対象：SMBC日興証券、格付投資情報センター、かんぽ生命保険、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン、全国共済農業協同組合連合会、大和証券、多摩信用金庫、千葉銀行、日本生命保険相互会社、野村証券、パークレイズ証券、北洋銀行、みずほ銀行、みずほ証券、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、ムーディーズ・ジャパン、モルガン・スタンレーMUFG証券の20社（敬称略・五十音順）

	都道府県・指定市（67団体）			市町村（205団体）			市場関係者（20社）			
	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	緩和する方向で問題なし	緩和する方向で問題あり	判断できない	
協議不要基準	実質公債費比率	66	1	0	201	4	0	18	1	1
	将来負担比率	62	4	1	200	5	0	13	6	1
	実質赤字比率・資金不足比率 連結実質赤字比率	0	67	0	0	205	0	0	20	0
	協議不要基準額	65	1	1	203	2	0	19	1	0
許可基準	2	65	0	0	205	0	0	20	0	

	都道府県・指定市（67団体）			市町村（205団体）			市場関係者（20社）		
	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない	導入する方向で問題なし	導入する方向で問題あり	判断できない
公的資金に係る届出制度の導入	1	66	0	1	204	0	0	19	1
特別転貸債及び国の予算等 貸付金債に係る届出制度の導入	67	0	0	205	0	0	20	0	0